

令和6年度鳥取県トップアスリート（オリンピック・パラリンピアン）派遣事業実施要項

体育保健課

1 目 的

オリンピック・パラリンピック教育を通して、フェアなプレイを大切にしたり、スポーツは民族や国、人種や性、障がいの違いなどを超えて人々を結びつけていることを知るとともに、児童生徒のスポーツの意義や価値等に対する理解・関心の向上、国民の幼少期から高齢期までの生涯を通じた運動・スポーツへの主体的な参画の定着・拡大を図る。

また、オリンピック・パラリンピアン等との出会いを通して、児童生徒が運動・スポーツへ関心を高め、運動習慣の定着と体力及び運動意欲の向上を図る。

2 事業について

- (1) 内 容 オリンピック・パラリンピック教育の一環として、オリンピック、パラリンピック又は国際大会等に出場した選手や代表コーチ等による講話、実技指導、交流体験等の実施を希望する学校へオリンピック・パラリンピアン等を派遣する。（選手等との交流をオンラインで行うことも可能である。）
- (2) 事業対象 公立小・中・義務教育学校、県立高等・特別支援学校
- (3) 事業主体 鳥取県教育委員会事務局体育保健課
- (4) 県の事務
 - ①実施校の決定
 - ②オリンピック・パラリンピアン等との連絡調整及び派遣
 - ③オリンピック・パラリンピアン等への謝金及び旅費の支払い
 - ④アンケート、報告書のまとめ及びホームページの掲載
- (5) 市町村の事務
 - ①管内学校等への事業実施希望の取りまとめ、計画書等の県への提出
 - ②実施校の要望に応じて外部人材の派遣に対する情報提供等の協力・支援
- (6) 学校の事務
 - ①計画書の作成
 - ②オリンピック・パラリンピアン等との交流計画を作成、提出（様式は実施校に送付）
 - ③報告書の提出

3 応募について

手続き

- (1) 提出書類…事業実施計画書（様式1）
- (2) 提出締切…令和6年5月17日（金）
- (3) 提出方法…県立学校は、照会文書データベースの返答文書により提出
市町村（学校組合）教育委員会は学校業務支援システムの文書連絡により提出

4 実施校の決定

県は提出された書類の内容を審査し、実施校（3校）を決定する。

5 事業実施

- (1) 実施校決定通知が届いた学校が、事業を実施することができる。
- (2) 実施校決定後は、派遣オリンピック・パラリンピアン等の希望、日程の詳細等について体育保健課と打合せを行う。

6 事業報告

事業終了後、以下の書類を体育保健課に提出する。

- (1) 提出書類…事業実施報告書（様式2）
- (2) 提出締切…事業終了後1ヶ月以内または、令和7年3月7日（金）のいずれか早い日まで
- (3) 提出方法…県立学校は、電子メールにより提出
市町村（学校組合）教育委員会は学校業務支援システムの文書連絡により提出

7 経費負担

オリンピック・パラリンピアン等派遣に係る費用（謝金・旅費）は、事業実施報告に基づき、予算の範囲内で県が負担し、派遣者本人に支払う。

(1) 謝金単価…オリンピック・パラリンピアン及び代表コーチ等1回（1校）につき
100,000円（税込み）

(2) 旅費単価…公共交通機関の場合にはその実費とする。

※パラリンピアンに対して介助者が必要な場合、介助者については旅費のみ県が実費負担する。

8 事業期間

本事業の実施決定を受けた日から、令和7年2月28日（金）までとする。

9 その他

(1) オリンピアン・パラリンピアン等との交流については報道機関に資料提供を行う。

(2) これまでに実施校になっていない学校を優先して選定する。

10 問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局体育保健課 学校体育担当 綱本

電 話 0857-26-7522

ファクシミリ 0857-26-7542

メールアドレス tsunamotod@pref.tottori.lg.jp